

認知症等による徘徊高齢者等の事前登録制度について

最近、認知症等により高齢者が行方不明になり、事件や事故に巻き込まれるケースが増えています。

矢板市では、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等の安心・安全を確保するための事前登録制度がありますのでご利用ください。

◆制度概要◆

- ・事前に徘徊のおそれのある人の情報（氏名・住所・身体的特徴・緊急連絡先・写真等）を登録することで、万が一、**登録対象者が行方不明や保護された場合に、登録した情報を頼りに早期発見や身元確認**に繋がります。
- ・登録した情報は、矢板警察署と矢板市地域包括支援センターに提供します。

◆登録方法◆

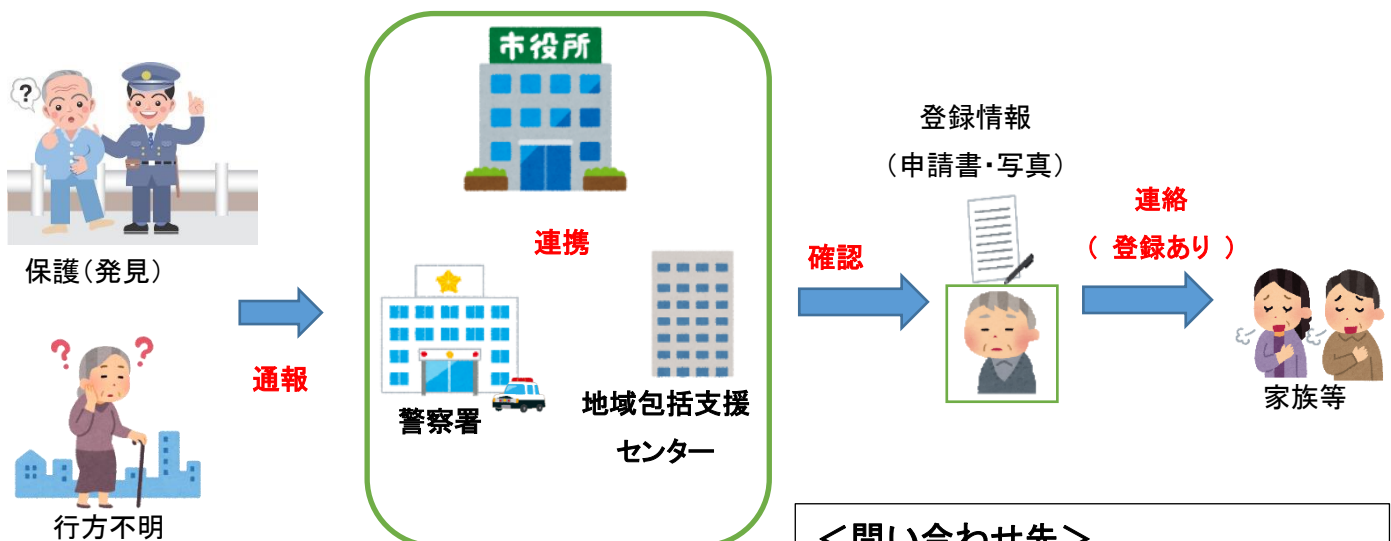
- ・幸齢課窓口で受け付けます。
- ※申請には、登録対象者の写真（顔・全身）が必要です。

◆事前登録制度のイメージ◆

●事前登録／情報共有：市への申請後、警察署と地域包括支援センターに情報提供します



●行方不明／保護時：通報等を受け、事前登録の情報を確認のうえ、家族等に連絡します



◎詳しくは、幸齢課までお問合せください

<問い合わせ先>

矢板市幸齢課 地域支援担当
電話 43-3896